## 戸田市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため戸田市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を、設置する。

(協議事項)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
  - (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
  - (2) 戸田市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
  - (3) その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

- 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
  - (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
  - (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
  - (4) 住民又は利用者の代表
  - (5) 埼玉運輸支局長又はその指名する者
  - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の 代表者又はその指名する者
  - (7) 道路管理者及び交通管理者
  - (8) 学識経験者
  - (9) 市職員

(交通会議の運営)

- 第4条 交通会議に会長をおき、前条第9号に掲げる者をもって充てる。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名す る委員がその職務を代理する。

- 4 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、他の委員又は前条各号に定め る当該委員と同等の資格を有する者に委任することができる。
- 5 交通会議の議決は、出席した委員の多数決によるものとし、可否同数のと きは、会長が決するものとする。
- 6 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 交通会議は原則として公開とする。

(庶務)

第5条 交通会議の庶務は、戸田市市民生活部防犯くらし交通課において処理する。

(窓口)

第6条 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

戸田市地域公共交通に係る相談又は通報窓口

戸田市 市民生活部防犯くらし交通課

連絡先: TEL048-441-1800

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。